

監査委員公表 第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和4年1月28日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	池 田 潤
同	東 秀 哉

1 鹿屋市監査委員監査基準に準拠している旨

監査委員は、鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

（小・中学校）

鹿屋小学校、寿小学校、田崎小学校、南小学校、西俣小学校、輝北小学校、串良小学校、細山田小学校、田崎中学校、輝北中学校、串良中学校、細山田中学校

（教育委員会）

教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、生涯学習課

鹿屋女子高等学校、鹿屋看護専門学校

南部学校給食センター、吾平学校給食センター、

北部学校給食センター（輝北学校給食センター、串良学校給食センターを含む）、

中央公民館、輝北コミュニティセンター、串良公民館（細山田分館、上小原分館を含む）、

コミュニティセンター吾平振興会館、花岡地区公民館、高隈地区交流促進センター、

大始良地区学習センター、高須地区学習センター、田崎地区学習センター、

西原地区学習センター、東地区学習センター、文化財センター

上下水道部 業務課、工務課、下水道課（下水処理センターを含む）

議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

輝北総合支所 住民サービス課（市成出張所を含む）、産業建設課

串良総合支所 住民サービス課（串良ふれあいセンターを含む）、産業建設課

吾平総合支所 住民サービス課、産業建設課

監査の対象年度 令和3年度

4 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点

第1節 財務監査（財務に関する事務の執行）

第2節 財務監査（経営に係る事務の管理）

第3節 行政監査

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業への管理並びに一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合などを行い、その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求め、一部現地調査を行いながら監査基準に準拠して実施した。

なお、議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定に基づき、議会選出委員である東秀哉監査委員は除斥した。

6 監査の日程

令和3年10月19日から令和3年11月18日まで（11日間）

7 監査の結果

財務監査及び行政監査について、監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

（1）財務監査の結果

① 収入について

ア 調定について

地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、調定変更漏れや調定額の誤り、調定処理の遡及など、一部不適切な事務処理が見受けられた。

（教育委員会事務局 教育総務課、生涯学習課、文化財センター、農業委員会事務局、輝北総合支所 住民サービス課）

イ 税外収納台帳の整備について

鹿屋市会計規則によると、主管課長は、収入伝票及び納入済通知書を受けたときは、直ちに市税収納台帳又は税外収納台帳を整理することとされているが、法定外公共物占用料等の収入において、税外収納台帳が作成されていない状況が見受けられた。

（輝北総合支所 産業建設課）

② 支出について

ア 事業補助金について

事業補助金において、補助金交付申請及び交付決定がされないにも関わらず、事業計画変更の承認申請が行われ、承認決定しているなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。

（教育委員会事務局 生涯学習課、農業委員会事務局）

イ 時間外勤務手当について

鹿屋市職員の給与に関する条例によると、週の正規の勤務時間超過に対して時間外勤務手当を支給するとされているが、支給額が超過している状況が見受けられた。

（教育委員会事務局 生涯学習課、鹿屋看護専門学校）

ウ 支払遅延について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律によると、物品購入の支払時期は、支払請求

を受けた日から 30 日以内の日としなければならないとされているが、学校の支払事務において、債権者への支払が遅延している状況が見受けられた。

(教育委員会事務局 教育総務課)

③ 契約について

契約事務において、履行期限の誤りや契約保証金の免除理由が一致していないもの、仕様書内容に齟齬があるものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。

(教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館、上下水道部 下水道課、選挙管理委員会、輝北総合支所 住民サービス課、産業建設課、串良総合支所 住民サービス課、産業建設課、吾平総合支所 産業建設課)

④ 財産について

ア 財産管理について

財産管理の事務処理において、使用許可の手続きに不備があるものや、物品出納簿の記載漏れ及び数量の誤り、所管換えの手続きがされていないものなど、一部不適切な財産管理が見受けられた。

(教育委員会事務局 教育総務課、生涯学習課、串良学校給食センター、鹿屋女子高等学校、上下水道部 業務課、議会事務局、農業委員会事務局、輝北総合支所 産業建設課、串良総合支所 産業建設課)

イ 学校の財産管理について

小中学校の財産管理において、境界が明確でない状況や施設・設備が破損している状況など、一部不適切な財産管理が見受けられた。

(教育委員会事務局 教育総務課)

(2) 行政監査の結果

施設管理について

公の施設の使用許可について

鹿屋市家畜集合指導センター条例によると、施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされているが、使用許可申請及び使用許可の手続きがされていないまま、せり等で使用されている状況が見受けられた。

(輝北総合支所 産業建設課、串良総合支所 産業建設課、吾平総合支所 産業建設課)

8 監査意見

財務監査においては、改善を要する事項として挙げたものの他に、予算執行や謝金等の支出事務などにおいて一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

また、行政監査においては、改善を要する事項として挙げたものの他に、文書処理や附属機関の委員委嘱事務などにおいて、一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

なお、これまで述べたことを踏まえ、行財政事務の執行にあたっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき職員責務の規定の遵守を徹底するなど、内部統制の充実を図り、事務処理の改善及び適正な執行に努められたい。